

仕様書

1. 本仕様書は、大淀緑道、塩屋ポンプ場緑地、今福雨水ポンプ場、新堀川管理道に植栽されている樹木等の維持管理について定めるものである。
2. 契約後速やかに現場代理人を定め、通知すること。現場代理人を変更したときも同様とする。また、現場代理人は作業に常駐すること。
3. 業務を実施するにあたり、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する造園工事業に係る技術者を1名以上、直接雇用し、作業に常駐させること。また、契約後速やかに直接的な雇用を確認できる書類及び、資格証等の写しを添えて通知すること。なお、現場代理人との兼任は出来るものとする。
4. 契約後速やかに年間作業予定表を作成し、提出すること。
5. 各業務場所の美観を損なわない状態を保つよう各作業に努めること。各業務場所における作業内容及び、特記事項は別添のとおりとする。
6. 各業務場所を月1回程度巡回点検し、雑草の繁殖状況及び樹木に枯れ木等の異常がないか確認を行うこと。
7. 各業務場所の関係自治会の要望に出来るだけ応じるものとし、誠意を以って対処すること。
8. 近隣家屋に支障を及ぼすおそれがあるときは、その家屋に対して事前に了解を得てから業務にあたること。
9. 樹木等の生育状況、道路事情、沿線家屋の事情により、やむを得ず業務内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、業務を行うものとする。
10. 業務場所において、緊急に対処しなければならない事案が発生した場合は、直ちに対処するものとする。また、甲が危険な状態あるいは事故の発生が予想される等の理由により必要と判断した場合、別添の別表1から4で指定されている樹木以外であっても、枝の剪定及び幹の伐採を行うこと。これによる業務内容の変更は、甲乙協議の上、決定するものとする。
11. 各業務場所の消毒作業を行うに当たり、告知ビラ等を作成配布し、関係自治会及び沿線家屋住民に対して周知すること。また、通行人、沿線家屋、車両等へ飛散しないよう十分な対策を行うこと。消毒作業が終了した場合は、その旨を甲に連絡すること。
12. 各業務場所の沿線家屋住民より通報があった場合は、直ちに現場を確認し通報者に対して誠意

を以って対処するものとし、その結果を甲に報告するものとする。

1 3. 台風時期には、業務場所の点検を行い、樹木の倒木等のおそれのある場合には、適切に処置を施すこと。また、台風到来後は各業務場所の巡回点検を行うこと。

1 4. 樹木の保護のために必要な措置を行い、虫害等による枯木が出ないように努めること。

1 5. 作業員は、高所作業時には、必ず安全着、墜落制止用器具等を装着すること。また、樹木の枝を剪定し、切り落とす際は、通行人、車両等に被害が出ないよう十分な安全対策を行うこと。

1 6. 剪定、除草等の作業により発生した枝葉、刈草等は、関連法規等を遵守の上、適正に処分すること。

1 7. 別添の数量において、誤謬又は脱漏があり仕様書に示されている条件と現状が異なる場合、甲にその旨を報告し、甲の指示を受けるものとする。

1 8. 業務完了後、業務完了通知書を甲に提出すること。各工種の作業前後を撮影した写真を整理し、添付すること。

1 9. 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

別添 ①大淀緑道

| 工 種 | 面積・回数等 | 備 考 |
|------------|---------------------------|-------------------|
| 高木剪定（処分含む） | 別表1のとおり 年1回 | 藤棚除く サクラ剪定9本まで |
| 低木剪定（処分含む） | 2,370 m ² 、年1回 | |
| 消毒 | 年3回、又はそれ以上 | 低木及び別表1 |
| 除草（処分含む） | 年2回、又はそれ以上 | 藤棚の剪定含む |
| 散水 | 年15回 | 7～9月頃実施 |

大淀緑道概要

延長：950m
幅員：7.5m
面積：7,300m²

別表1

| | |
|----------|-----|
| クスノキ | 6本 |
| ケヤキ | 2本 |
| モミジ | 5本 |
| その他 | 12本 |
| サクラ | 45本 |
| 藤棚（パーゴラ） | 3箇所 |

特記事項：

- 1) 高木剪定は、上部枝を切詰め、樹木が高くなるのを抑制するような剪定を行うこと。また、街灯周囲に伸びた枝、枯れて落下等の危険がある枝の剪定を行う。なお、サクラは、既定数までの甲が指定した木を剪定すること。
- 2) 低木剪定の作業で生垣等の樹木は、外部道路から緑道内を見通すことができる高さに剪定すること。また、フェンス付近の枝は緑道側より剪定し、フェンスとの隙間を開け、フェンスに巻きついた蔓等は取除くこと。緑道内歩道の方向へ伸びている枝は歩道縁石ブロックの位置で剪定すること。
- 3) 樹木消毒作業及び除草作業当日、作業場所付近に自動車販売店の駐車車両がある場合、乙は自動車販売店に連絡し、車両の移動を依頼すること。
- 4) 除草作業の実施と同時に藤棚の剪定作業を行うこと。なお、藤棚の剪定は年2回行うものとする。
- 5) 除草は、すべての場所を刈払機のナイロンコードのみで刈ることを禁止する。刈払機の刃はチップソー又は金属刃を使用し、それらの使用が難しい場所のみナイロンコードを使用すること。除草の目安として刈丈を2cm以下とする。また、刈払機以外の草刈機は使用できない。
- 6) 除草作業において、緑道内歩道の縁石ブロック際に生えている雑草を除草すること。
- 7) 除草作業中、通行する人及び車両等に対する飛び石の対策を必ず行い損害を与えないこと。
- 8) 散水作業では大淀緑道内にある上水道の散水栓を使用してよいものとする。

別添 ②塩屋ポンプ場緑地

| 工 種 | 面積・回数等 | 備 考 |
|------------|-------------------------|---------|
| 高木剪定（処分含む） | 別表2のとおり 年1回 | |
| 低木剪定（処分含む） | 116 m ² 、年1回 | サザンカ他 |
| 消毒 | 年2回、又はそれ以上 | |
| 除草（処分含む） | 年3回、又はそれ以上 | 低木及び別表2 |
| 散水 | 年15回 | 7～9月頃実施 |

塩屋ポンプ場緑地概要

面積：1, 470 m²

別表2

| | |
|------|----|
| クスノキ | 8本 |
| イチョウ | 7本 |
| その他 | 1本 |

特記事項：

- 1) 乙は、事前に消毒作業についてのビラの配布を行い、前日に雨、風の状況を天気予報等により確認し、作業の実施又は中止を甲と打ち合わせすること。また、作業前後に緑地近隣宅へ声を掛けること。
- 2) 塩屋ポンプ場と緑地フェンス間の雑草は除草し、フェンスに巻きついた蔓を取除くこと。
- 3) 除草作業で刈払機以外の草刈機はロータリーナイフ式を使用可能とする。
- 4) 除草作業中、通行する人及び車両等に対する飛び石の対策を必ず行い損害を与えないこと。
- 5) 散水作業は、緑地内に使用できる散水栓がないため、乙が使用する水及び機器を用意すること。

別添 ③今福雨水ポンプ場

| 工 種 | 面積・回数等 | 備 考 |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 高木剪定（処分含む） | 別表3のとおり 年1回 | ウバメガシ剪定 含む |
| 消毒 | 年1回、又はそれ以上 | 低木及び別表3 |
| 除草（処分含む） | 965 m ² 年2回、又はそれ以上 | 北側除草対象外 面積 655 m ² |

今福雨水ポンプ場概要

面積：1, 620 m²

別表3

| | |
|-------|----------------------|
| クスノキ | 4本 |
| ウバメガシ | 生垣 19 m ² |

特記事項：

- 1) 消毒及び除草作業当日、作業場所付近に駐車車両がある場合、乙は付近の住民に声を掛け、車両の移動を依頼すること。
- 2) 除草作業で刈払機以外の草刈機はロータリーナイフ式を使用可能とする。
- 3) 除草作業中、通行する人及び車両等に対する飛び石の対策を必ず行い損害を与えないこと。
- 4) 甲が必要と判断した場合、乙は指示により散水作業を行う。なお、業務内容の変更については、甲と乙の協議を行うものとする。

別添 ④新堀川管理道

| 工 種 | 面積・回数等 | 備 考 |
|----------------|-------------------------|---------------|
| 高木剪定（処分含む） | 別表4のとおり 年1回 | サクラ剪定4本 まで |
| 低木剪定及び除草（処分含む） | 461 m ² 、年2回 | |
| 消毒 | 年2回、又はそれ以上 | 低木及び別表4 |

別表4

| | |
|------|-----|
| ケヤキ | 49本 |
| クスノキ | 1本 |
| その他 | 1本 |
| サクラ | 19本 |

特記事項：

- 1) 高木剪定、低木剪定、除草、消毒作業は、松江小学校及び河西中学校の通学時間帯に重ならないように計画すること。
- 2) サクラは、既定数までの甲が指定した木を剪定すること。
- 3) 沿線家屋に消毒作業の告知ビラを配布する際、松江小学校及び河西中学校にも同様のビラを配布すること。
- 4) 低木剪定作業の実施と同時に除草を行うこと。なお、作業は低木剪定及び除草を年2回行うものとする。
- 5) 除草作業で刈払機を使用する場合、刃の種類は自由とする。刈払機以外の草刈機は使用できない。
- 6) 除草作業中、通行する人及び車両等に対する飛び石の対策を必ず行い損害を与えないこと。
- 7) 甲が必要と判断した場合、乙は指示により散水作業を行う。なお、業務内容の変更については、甲と乙の協議を行うものとする。

位 置 図

大淀綠道

位置

塩屋ポンプ場緑地



新堀川管理道



| 工事設計書 | | 課長 | 副課長 | 班長 | 審査 | 監督職員 | 監督職員 | 設計者 |
|--------------------|---------------|----|-----|----|----|------|------|-----|
| | | | | | | | | |
| 年度工事番号 | 令和8年度 | | | | | | | |
| 工事箇所 | | | | | | | | |
| 工事名 | 大淀緑道初め4か所管理業務 | | | | | | | |
| 延長・幅員 | | | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | | | |
| 事務所名 | | | | | | | | |
| 路線・河川・橋梁 港湾等 路線 | | | | | | | | |
| 工事日数 | 日 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

本工事費内訳表

| 費目・工種・施工明細など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------------|----|----|----|----|----|
| 大淀緑道直接業務費 | 1 | 式 | | | |
| 新堀川直接業務費 | 1 | 式 | | | |
| 塩屋公園直接業務費 | 1 | 式 | | | |
| 今福雨水ポンプ場直接業務費 | 1 | 式 | | | |
| 直接業務費 合計 | | | | | |
| 現場管理費 | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | |
| 業務価格 | | | | | |
| 業務委託費 消費税及び地方消費税相当額 | | | | | |

業務委託契約書

(委託業務)

第1条 甲は大淀緑道初め4か所管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託業務の履行方法)

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

(委託金)

第4条 委託金の額は、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇〇、〇〇〇円を含む。）とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関する必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるも

のであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その

責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないように指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者　瀬崎　典男

乙　　○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

1 委託名称 大淀緑道初め4か所管理業務委託

2 委託番号 6

3 担当課 下水道管理課

4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。